

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年1月19日
【会社名】	株式会社トランヴィア
【英訳名】	Toranvia Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 小坂 友康 代表取締役社長 福島 嘉章
【本店の所在の場所】	東京都文京区小石川一丁目12番14号
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	株式会社東邦システムサイエンス 取締役経営管理本部長 砂賀 昌代 株式会社ランドコンピュータ 取締役経営管理本部長 奥野 文俊
【最寄りの連絡場所】	株式会社東邦システムサイエンス 東京都文京区小石川一丁目12番14号 株式会社ランドコンピュータ 東京都港区芝浦四丁目13番23号
【電話番号】	株式会社東邦システムサイエンス 03(3868)6060 株式会社ランドコンピュータ 03(5232)3046(直通)
【事務連絡者氏名】	株式会社東邦システムサイエンス 取締役経営管理本部長 砂賀 昌代 株式会社ランドコンピュータ 取締役経営管理本部長 奥野 文俊
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	14,373,389,490円 (注) 本届出書提出日において未確定であるため、株式会社東邦システムサイエンス(以下「TSS」といいます。)及び株式会社ランドコンピュータ(以下「R&D」といいます、TSSとR&Dを総称して「両社」といいます。)の2025年3月31日現在における株主資本の額(簿価)を合算した金額を記載しております。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。
(注)	本届出書提出日現在において、株式会社トランヴィアは未設立であり、2026年4月1日の設立を予定しております。なお、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所につきましては、現時点での予定を記載しております。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年12月26日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、2026年1月16日に開催されたTSSの臨時株主総会及び同日に開催されたR&Dの臨時株主総会において株式移転計画が承認されたこと、2026年1月16日にTSSの臨時報告書が提出されたこと、同日にR&Dの臨時報告書が提出されたことに伴い、記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該箇所を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。また、TSS及びR&Dの臨時株主総会議事録の写しを添付書類として追加いたします。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行株式

### 第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報

#### 第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要

##### 1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等

- (2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係  
提出会社の企業集団の概要

##### イ 提出会社の企業集団の概要

##### 3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等

- (1) 組織再編成に係る契約の内容の概要

##### 7 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利

- (1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

議決権の行使の方法について

##### 8 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続

- (1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

- (2) 株主総会等の組織再編成に関する手続の方法及び日程

- (3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に関して買取請求権を行使する方法

株式について

### 第三部 企業情報

#### 第1 企業の概況

##### 2 沿革

#### 第4 提出会社の状況

##### 1 株式等の状況

- (1) 株式の総数等

発行済株式

### 第五部 組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報

#### 第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項

- (1) 組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類

臨時報告書

(添付書類の追加)

TSSの臨時株主総会議事録の写し

R&Dの臨時株主総会議事録の写し

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

（訂正前）

種類	発行数	内容
普通株式	39,975,987株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、株式会社トランヴィア（以下「当社」といいます。）における標準となる株式です。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。 (注) 4

(注) 1 普通株式は、2025年11月13日に開催された両社の取締役会の決議（株式移転計画の作成承認、株主総会への付議）、2026年1月16日に開催予定の両社の臨時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定です。

（後略）

（訂正後）

種類	発行数	内容
普通株式	39,975,987株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、株式会社トランヴィア（以下「当社」といいます。）における標準となる株式です。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。 (注) 4

(注) 1 普通株式は、2025年11月13日に開催された両社の取締役会の決議（株式移転計画の作成承認、株主総会への付議）、2026年1月16日に開催された両社の臨時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定です。

（後略）

## 第二部【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報】

### 第1【組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要】

#### 1【組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等】

(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

提出会社の企業集団の概要

イ 提出会社の企業集団の概要

（訂正前）

（前略）

両社は、両社の株主総会による承認を得られることを前提として、2026年4月1日（予定）をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

（後略）

（訂正後）

（前略）

両社は、2026年4月1日（予定）をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意し、それぞれの株主総会において承認可決されております。

（後略）

### 3【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等】

#### (1) 組織再編成に係る契約の内容の概要

##### (訂正前)

両社は、両社の株主総会による承認を前提として、2026年4月1日（予定）をもって、当社を株式移転設立完全親会社、両社を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画を2025年11月13日の両社取締役会において作成いたしました。また、両社は、同日付で、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる当社を設立して経営統合することを合意する経営統合契約（以下「本経営統合契約」といいます。）を締結しています。

本株式移転計画に基づき、TSSの普通株式1株に対して当社の普通株式1.27株を、R&Dの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を、それぞれ割当交付いたします。本株式移転計画においては、2026年1月16日に開催される予定の両社臨時株主総会において、それぞれ本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式上場、株主名簿管理人、剰余金の配当等につき規定されています（詳細につきましては、下記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

##### (訂正後)

両社は、2026年4月1日（予定）をもって、当社を株式移転設立完全親会社、両社を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画を2025年11月13日の両社取締役会において作成いたしました。また、両社は、同日付で、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる当社を設立して経営統合することを合意する経営統合契約（以下「本経営統合契約」といいます。）を締結しています。

本株式移転計画に基づき、TSSの普通株式1株に対して当社の普通株式1.27株を、R&Dの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を、それぞれ割当交付いたします。本株式移転計画においては、2026年1月16日に開催された両社臨時株主総会において、それぞれ本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関して承認可決されております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式上場、株主名簿管理人、剰余金の配当等につき規定されています（詳細につきましては、下記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

## 7【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

### (1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

#### 買取請求権の行使の方法について

#### (訂正前)

T S S又はR & Dの株主が、その有するT S Sの普通株式又はR & Dの普通株式につき、T S S又はR & Dに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2026年1月16日開催予定の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれT S S又はR & Dに対し通知し、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し（ただし、かかる通知及び臨時株主総会における反対を要するのは、上記臨時株主総会において議決権を行使することができるT S S又はR & Dの株主に限ります。）、かつ、T S S及びR & Dが上記臨時株主総会の決議の日（2026年1月16日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行い、同法第155条第3項に従い当該株式について買取口座を振替先口座とする振替の申請をする必要があります。

#### (訂正後)

T S S又はR & Dの株主が、その有するT S Sの普通株式又はR & Dの普通株式につき、T S S又はR & Dに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2026年1月16日に開催された臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれT S S又はR & Dに対し通知し、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し（ただし、かかる通知及び臨時株主総会における反対を要するのは、上記臨時株主総会において議決権を行使することができるT S S又はR & Dの株主に限ります。）、かつ、T S S及びR & Dが上記臨時株主総会の決議の日（2026年1月16日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行い、同法第155条第3項に従い当該株式について買取口座を振替先口座とする振替の申請をする必要があります。

#### 議決権の行使の方法について

#### (訂正前)

#### T S S

T S Sの普通株式の株主による議決権の行使の方法としては、2026年1月16日開催予定の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、T S Sの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、T S Sに提出する必要があります。）。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。

（中略）

#### R & D

R & Dの普通株式の株主による議決権の行使の方法としては、2026年1月16日開催予定の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、R & Dの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、R & Dに提出する必要があります。）。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。

（後略）

(訂正後)

T S S

T S Sの普通株式の株主による議決権の行使の方法としては、2026年1月16日に開催された臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、T S Sの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、T S Sに提出する必要があります。）。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。

(中略)

R & D

R & Dの普通株式の株主による議決権の行使の方法としては、2026年1月16日に開催された臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、R & Dの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、R & Dに提出する必要があります。）。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。

(後略)

## 8【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続】

（訂正前）

### (1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項、TSSにおいてはR&Dの、R&DにおいてはTSSの最終事業年度に係る計算書類等の内容、TSSにおいてはR&Dの、R&DにおいてはTSSの最終事業年度の末日後に会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、両社の本店に2025年12月26日よりそれぞれ備え置く予定です。その他に、上記書面の備置の開始日以降、本株式移転効力発生日（2026年4月1日を予定）までの間に上記書面の記載事項に変更が生じたときは、その内容を記載した書面を追加で備え置くことといたします。

は、2025年11月13日開催の両社の取締役会において承認された株式移転計画です。は、上記株式移転計画に定める株式移転比率並びに当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。

は、TSS又はR&Dの2025年3月期の計算書類等に関する書類です。は、TSS又はR&Dの2025年3月期の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響の内容を説明した書類です。は、上記 から の書面の備置開始後、本株式移転効力発生日（2026年4月1日を予定）までの間に同書面の記載事項に変更が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象又は変更内容を記載した書面です。

これらの書類は、両社のそれぞれの本店で閲覧することができます。

### (2) 株主総会等の組織再編成に関する手続の方法及び日程

本経営統合契約書及び本株式移転計画承認取締役会（両社）	2025年11月13日
本経営統合契約書締結及び本株式移転計画作成（両社）	2025年11月13日
臨時株主総会基準日公告（両社）	2025年11月14日
臨時株主総会基準日（両社）	2025年11月28日
本株式移転計画承認臨時株主総会（両社）	2026年1月16日（予定）
上場廃止日（両社）	2026年3月30日（予定）
当社設立登記日（本株式移転の効力発生日）	2026年4月1日（予定）
当社株式新規上場日	2026年4月1日（予定）

但し、今後手続を進める中で、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両社で協議のうえ、日程を変更する場合があります。

### (3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に関して買取請求権を行使する方法 株式について

TSS又はR&Dの株主が、その有するTSSの普通株式又はR&Dの普通株式につき、TSS又はR&Dに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2026年1月16日開催予定の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれTSS又はR&Dに対し通知し、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し（ただし、かかる通知及び臨時株主総会における反対を要するのは、上記臨時株主総会において議決権を行使することができるTSS又はR&Dの株主に限ります。）、かつ、TSS及びR&Dが上記臨時株主総会の決議の日（2026年1月16日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行い、同法第155条第3項に従い当該株式について買取口座を振替先口座とする振替の申請をする必要があります。

（訂正後）

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、TSSにおいてはR&Dの、R&DにおいてはTSSの最終事業年度に係る計算書類等の内容、TSSにおいてはR&Dの、R&DにおいてはTSSの最終事業年度の末日後に会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、両社の本店に2025年12月26日よりそれぞれ備え置いております。その他に、上記書面の備置の開始日以降、本株式移転効力発生日（2026年4月1日を予定）までの間に上記書面の記載事項に変更が生じたときは、その内容を記載した書面を追加で備え置くことといたします。

は、2025年11月13日開催の両社の取締役会において承認された株式移転計画です。は、上記株式移転計画に定める株式移転比率並びに当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。

は、TSS又はR&Dの2025年3月期の計算書類等に関する書類です。は、TSS又はR&Dの2025年3月期の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響の内容を説明した書類です。は、上記 から の書面の備置開始後、本株式移転効力発生日（2026年4月1日を予定）までの間に同書面の記載事項に変更が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象又は変更内容を記載した書面です。

これらの書類は、両社のそれぞれの本店で閲覧することができます。

(2) 株主総会等の組織再編成に関する手続の方法及び日程

本経営統合契約書及び本株式移転計画承認取締役会（両社）	2025年11月13日
本経営統合契約書締結及び本株式移転計画作成（両社）	2025年11月13日
臨時株主総会基準日公告（両社）	2025年11月14日
臨時株主総会基準日（両社）	2025年11月28日
本株式移転計画承認臨時株主総会（両社）	2026年1月16日
上場廃止日（両社）	2026年3月30日（予定）
当社設立登記日（本株式移転の効力発生日）	2026年4月1日（予定）
当社株式新規上場日	2026年4月1日（予定）

但し、今後手続を進める中で、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両社で協議のうえ、日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に関して買取請求権を行使する方法  
株式について

TSS又はR&Dの株主が、その有するTSSの普通株式又はR&Dの普通株式につき、TSS又はR&Dに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2026年1月16日に開催された臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれTSS又はR&Dに対し通知し、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し（ただし、かかる通知及び臨時株主総会における反対を要するのは、上記臨時株主総会において議決権を行使することができるTSS又はR&Dの株主に限ります。）、かつ、TSS及びR&Dが上記臨時株主総会の決議の日（2026年1月16日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行い、同法第155条第3項に従い当該株式について買取口座を振替先口座とする振替の申請をする必要があります。

## 第三部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 2【沿革】

（訂正前）

- |                |   |
|----------------|---|
| 2025年11月13日    | 両社は、両社の株主総会の承認を得られることを前提として、本株式移転により共同で当社を設立することについて合意に達し、両社取締役会において本株式移転計画の作成及び本経営統合契約書の締結を決議いたしました。 |
| 2026年1月16日（予定） | T S Sは、その臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議する予定です。                               |
| 2026年1月16日（予定） | R & Dは、その臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議する予定です。                               |
| 2026年4月1日（予定）  | 両社が株式移転の方法により当社を設立する予定です。また、当社の普通株式を東京証券取引所プライム市場に上場する予定です。   |

なお、当社の完全子会社となる両社の沿革につきましては、両社の有価証券報告書（T S Sについては2025年6月24日提出、R & Dについては2025年6月25日提出）をご参照ください。

（訂正後）

- |               |   |
|---------------|---|
| 2025年11月13日   | 両社は、両社の株主総会の承認を得られることを前提として、本株式移転により共同で当社を設立することについて合意に達し、両社取締役会において本株式移転計画の作成及び本経営統合契約書の締結を決議いたしました。 |
| 2026年1月16日    | T S Sは、その臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて承認可決されました。                              |
| 2026年1月16日    | R & Dは、その臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて承認可決されました。                              |
| 2026年4月1日（予定） | 両社が株式移転の方法により当社を設立する予定です。また、当社の普通株式を東京証券取引所プライム市場に上場する予定です。   |

なお、当社の完全子会社となる両社の沿革につきましては、両社の有価証券報告書（T S Sについては2025年6月24日提出、R & Dについては2025年6月25日提出）をご参照ください。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【発行済株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	39,975,987 (注)1、2、3	東京証券取引所 (プライム市場)	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。(注)4
計	39,975,987		

(注)1 普通株式は、2025年11月13日に開催された両社の取締役会の決議（株式移転計画の作成承認、株主総会への付議）、2026年1月16日に開催予定の両社の臨時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う本株式移転に伴い発行する予定です。

(後略)

(訂正後)

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	39,975,987 (注)1、2、3	東京証券取引所 (プライム市場)	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。(注)4
計	39,975,987		

(注)1 普通株式は、2025年11月13日に開催された両社の取締役会の決議（株式移転計画の作成承認、株主総会への付議）、2026年1月16日に開催された両社の臨時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う本株式移転に伴い発行する予定です。

(後略)

## 第五部【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】

### 第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】

#### (1)【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】

##### 【臨時報告書】

##### (訂正前)

##### T S S

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日までに、以下の臨時報告書を提出しております。  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書  
2025年6月27日関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書  
2025年11月14日関東財務局長に提出

##### R & D

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日までに、以下の臨時報告書を提出しております。  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書  
2025年6月25日関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書  
2025年11月13日関東財務局長に提出

##### (訂正後)

##### T S S

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日までに、以下の臨時報告書を提出しております。  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書  
2025年6月27日関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書  
2025年11月14日関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書  
2026年1月16日関東財務局長に提出。

##### R & D

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日までに、以下の臨時報告書を提出しております。  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書  
2025年6月25日関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書  
2025年11月13日関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書  
2026年1月16日関東財務局長に提出。